

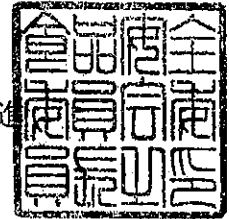


資料 4 - 2

府食第 676 号
平成 25 年 8 月 19 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について (回答)

平成 25 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安 0805 第 3 号により厚生労働省から食品安全委員会に対し意見を求められた牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス (7 型) 感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチンに係る食品健康影響評価について、下記のとおり回答いたします。

記

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス (7 型) 感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチンについては、その主剤である病原体による感染症「牛伝染性鼻気管炎」、「牛ウイルス性下痢-粘膜病」、「牛パラインフルエンザ」、「牛 RS ウイルス感染症」及び「牛アデノウイルス (7 型) 感染症」は、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価されており、かつ、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。なお、主剤のうちヒストフィルス・ソムニは不活化されている。

また、保存剤等の添加剤は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品の添加剤と同一であり、含有量も同量以下であることから、添加剤の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられる。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、本製剤の残

留基準の設定に係る食品健康影響評価については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。